

許可番号 第08720007813号

産業廃棄物処分業許可証

住所 福島県福島市野田町六丁目8番36号

氏名 株式会社 二瓶商店

代表取締役 二瓶 浩幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

郡山市長 品川 萬里



許可の年月日 令和 元年11月28日
許可の有効年月日 令和 8年11月27日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

- ア. 中間処理 (焼却)
- イ. 中間処理 (破砕)
- ウ. 中間処理 (圧縮)
- エ. 中間処理 (溶融)

(2) 産業廃棄物の種類

- ア. 中間処理 (焼却) に係るもの
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず
(これらのうち石綿産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- イ. 中間処理 (破砕) に係るもの
廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類
(これらのうち石綿産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- ウ. 中間処理 (圧縮) に係るもの
廃プラスチック類、紙くず、金属くず
(これらのうち石綿産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- エ. 中間処理 (溶融) に係るもの
廃プラスチック類
(これらのうち石綿産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

